

北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金 交付要領

(通則)

第1条 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）及び北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

(居室の使用形態)

第2条 要綱第7条第1号に定める居室の使用形態については次に掲げるとおりとする。

- (1) ウェット使用 ウェットラボ（給排水可能な実験室）機能を活用して使用する場合
- (2) ドライ使用 ウェット使用以外の場合

(起算日の取り扱い)

第3条 要綱第7条第2号に該当し、複数の居室を賃貸する場合の入居年数については、各施設賃貸借契約証書の契約締結日のうち最も早い日をすべての居室の起算日とし、その契約締結日が月の初日でない場合には、契約締結日の属する月の翌月の初日を起算日とする。

(交付の申請)

第4条 要綱第8条に定める交付の申請において、同条第5号の書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、市税の納期が未到来の場合には、本条第1項第1号の書類を省略することができる。

- (1) 市税の納税証明書
 - (2) その他経済観光局長が必要と認める書類
- 2 要綱第8条に定める申請期限については、入居の日から3か月以内とする。ただし、入居の日において要綱第4条に定める補助対象者の要件を満たさないものは、要件を満たすようになった日から3か月以内とする。

(合併等による取扱い)

第5条 入居者が合併等により、新たな法人等として入居を継続する場合には、要綱第6条に規定する入居開始の日は、合併前の当初入居開始の日とする。ただし、入居者同士が合併した場合においては、要綱第6条に規定する入居開始の日は、合併前の入居者ごとの当初入居開始の日とする。

(実績報告)

第6条 要綱第10条に定める実績報告においては、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの請求書の写し
- (2) 賃料の支払いを証明できる書類

附則

1 この交付要領は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

1 この交付要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付要領は、令和2年4月1日から施行する。